

はかりの定期検査のお知らせ

川崎市経済労働局産業振興部工業振興課 計量検査所（川崎市計量検査所）

川崎市

計量法に基づき、取引又は証明に使用しているはかりは、
2年に1度の定期検査を受けていただく必要があります。

定期検査の実施時期（区によって時期が異なります）

奇数年（平成29年、31年…）

偶数年（平成30年、32年…）



川崎区



幸区



中原区



高津区



宮前区



多摩区



麻生区

受 検 方 法

川崎市では、「(公社)神奈川県計量協会」を指定定期検査機関に指定して、はかりの定期検査を実施しています。検査は、神奈川県計量協会の職員が、はかりを使用している場所に訪問して行います。

※訪問前に、神奈川県計量協会から、検査実施についてのお知らせを送付いたします。

はかりの検査手数料の例（はかりの能力によって異なります）

電気式



（例）1,400円

機械式



（例）500円

分銅



1個につき10円

※はかりの検査手数料は、検査時にお支払いください。

※**最小目盛**（1間隔または1目盛の値）が**はかりの能力の1万分の1未満**のものは上記手数料の**2倍の額**となります。

（例）能力が300gで1間隔が0.01gの電気式はかりは検査手数料が2,800円になります。
その他詳しい手数料の金額については、以下の問合せ先までお問合せ下さい。

※はかりの定期検査についての詳しい内容は、以下の問合せ先までお問合せ下さい。

川崎市計量検査所	〒210-0804 川崎市川崎区藤崎 3-1-10 TEL 044-222-1826~8 FAX 044-222-1865
(公社)神奈川県計量協会	〒221-0062 横浜市神奈川区浦島丘 4 (神奈川県計量検定所内) TEL 045-401-2711 FAX 045-433-4177

【以上の定期検査を受検できない場合は…】

定期検査に代わる計量士による検査（代検査）制度を御利用ください。

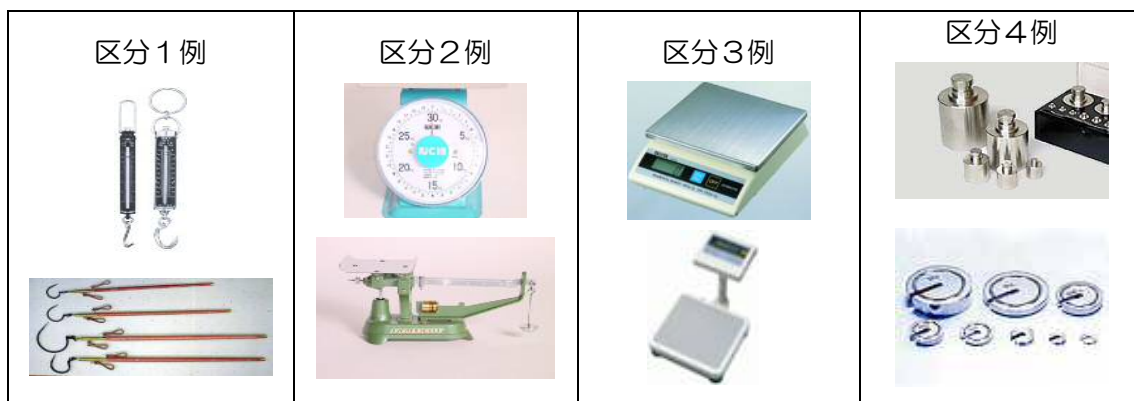
※代検査の受検を希望される場合は、以下の問合せ先までお問合せ下さい。

川崎市計量協会	〒210-0804 川崎市川崎区藤崎 3-1-10 (川崎市計量検査所内) TEL・FAX 044-277-7601
---------	---

はかりの主な定期検査手数料表

区分	種類	能力	金額
1	直線目盛の指示はかり		250円
	棒はかり		260円
2	一般的機械式はかり	ひょう量が100kg以下のもの	500円
		ひょう量が250kg以下のもの	900円
		ひょう量が500kg以下のもの	1,500円
		ひょう量が1t以下のもの	2,100円
3	電気式はかり	ひょう量が100kg以下のもの	1,400円
		ひょう量が250kg以下のもの	1,800円
		ひょう量が500kg以下のもの	2,200円
		ひょう量が1t以下のもの	3,100円
4	分銅・定量増おもり	1個につき	10円

[川崎市手数料条例（平成12年4月1日施行）による]



1. 「ひょう量」とは、そのはかりの計れる最大能力をいいます。
2. 最小目盛（1間隔または1目盛の値）、または表記された感量がひょう量の1万分の1未満のものは上記手数料の2倍の額となります。
3. 棒はかりの手数料は、定量おもり1個（10円）を含みます。
4. その他御不明な点は、川崎市計量検査所へお問合せ下さい。